



□新規 ■継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	都市計画道路3・3・7号弘前黒石線（県道弘前平賀線の延伸）の整備促進について
---------	--

要 望 先	国	
	県	県土整備部都市計画課、道路課

要 望 内 容	<p>○ 都市計画道路3・3・7号弘前黒石線の富田3丁目地区から県道岩崎西目屋弘前線に接続する市道富田樹木線ほかの道路整備について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本路線は、国道7号から県道石川土手町線交差点までを県事業により施行済ですが、接続する市道富田樹木線ほかが未施行となっております。○ 当該区間は交通量が増加し交通渋滞が発生しているほか、歩道の未整備区間が続き、良好な歩行環境が整備されていないため、沿線住民からの要望が絶えない状況となっております。○ 当市では平成24、25年度に渋滞を緩和するため、県道石川土手町線に接続する交差点を改良し、平成29年度には歩行者の通行帯を確保するため、弘南鉄道大鰐線津軽橋踏切の拡幅を行っております。○ 令和4年4月1日に開設予定の弘前総合医療センター（仮称）は、当市を含む8市町村からなる津軽地域保健医療圏の住民等に、長期にわたり安心・安全で良質な医療を提供することを目的としており、当市のみならず近隣市町村からも多数の来院者のほか、救急搬送の増加が見込まれております。○ このことから、岩木川西岸地域からのアクセス向上のため、都市計画道路3・3・7号の早期整備が望まれております。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="text-align: center;"><p>[現況写真1]（弘高下駅付近） 幅員が狭く歩道が未整備</p></div><div style="text-align: center;"><p>[現況写真2]（弘高下駅付近） 歩行者と車両が接近している</p></div></div> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 都市計画道路3・3・7号弘前黒石線について、県道弘前平賀線延伸の市道富田樹木線を県へ移管し整備することを検討して下さるようお願いいたします。

【効果等】

- 弘前総合医療センター（仮称）への交通ネットワークが構築され、アクセス向上により津軽地域保健医療圏の二次救急医療体制の強化が図られます。
- 自動車の円滑な通行により、交通渋滞の解消が図られます。
- 良好な歩行環境の整備により、歩行者の安全性が確保されます。

<参考事項>
(要望位置図)



現在までの主な経過・参考事項

担当部課：都市整備部都市計画課

県の処理方針（県土整備部 都市計画課・道路課）

<p>経緯</p>	<p>●富田三丁目から松原間の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和34年8月1日 一般県道弘前平賀線 認定・区域決定 ・平成12年3月3日 区域変更（現在の起点に変更） ・都市計画事業の実施（県施行） <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路3・3・7号 弘前黒石線街路事業 （一般県道弘前平賀線） 事業年度： H8～H19 施工延長L=665m 道路幅員W=27.0m 総事業費C=48億円 <p>【要望路線】</p> <p>3・3・7号 弘前黒石線 富田三丁目から県道岩崎西目屋弘前線まで （市道 富田樹木線ほか）</p> <p>※ 県道へ移管し、県での整備促進を要望</p>
<p>処理方針</p>	<p>市町村道を、県道として認定するには、道路法や県道の路線認定基準に基づき、地方的な幹線道路網を構成し且つ一定の条件を満たすことが求められます。</p> <p>また、県道として認定し整備する場合には、幹線道路網の再編等について十分に検討する必要があります。</p> <p>このことから、市道富田樹木線の県道認定及び整備については、整理すべき課題が多くあると考えています。</p>